

令和 7 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

概要 レポート(第 5 回)：E U D R の簡素化及びベンチマーキングシステムの動向



Eurovision & Associates

2026 年 3 月

目次

1	はじめに.....	1
2	森林減少の防止に関する規則の概要	1
3	EUDR の簡素化に関する動き.....	2
3.1	適用開始時期の延期.....	2
3.2	4 月 15 日に発表された変更内容	2
3.3	2025 年 4 月から 9 月までの EUDR 簡素化に関する動向	3
3.4	2025 年 10 月 21 日の欧州委員会による EUDR 簡素化規則案	4
3.5	2025 年 12 月の EUDR 改正に関する EU 機関の暫定合意	5
4	EUDR のベンチマーキングシステムに関する動向.....	6
4.1	ベンチマーキングシステムに関する欧州議会の狙い.....	7
5	結びに代えて.....	7

1 はじめに

近年、世界的に森林減少・劣化が深刻な問題として注目を集めている。森林は、生物多様性の保全や気候変動の緩和、水資源の循環など、人類社会と地球環境にとって不可欠な役割を果たしているが、その減少速度は依然として高い水準にある。その主要因として、牛や木材、カカオ、大豆、パーム油、コーヒー、ゴムといった一次製品の生産拡大や、それらを原料とする革製品、チョコレート、タイヤ、家具などの派生製品の存在がある。

これらの製品の大規模な消費市場である EU は、国際的な森林減少問題の一因となっていることを深刻に受け止めている。そのため EU は、自らの市場に流通する製品の調達段階にまで遡り、森林減少に加担しない仕組みを構築することを目指し、2023 年に「森林減少の防止に関する規則（Regulation (EU) 2023/1115, 以下 EUDR）」を定めた。

本レポートでは、EUDR の概要と最新の動向を整理するとともに、EU 理事会・欧州議会・加盟国・NGO の立場を踏まえた規則運用の簡素化とベンチマーキングシステムの見直しに関する検討状況を概観する。

2 森林減少の防止に関する規則の概要

EUDR 及びインフォメーションシステムに関する概要は以下の通り。なお、ベンチマーキングシステムに関する概要は後述の 4 項を参照。

EUDR の概要 ¹	
対象品：EU で販売もしくは EU から輸出される牛（Cattle）、ココア、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材	
デュー・デリジェンス宣言	
上述の製品及びこれらを含む関連製品（チョコレート、家具、パーム油から生成された製品含む）を EU に初めて上市する事業者が、これらの製品が森林減少・劣化に加担していないことを、サプライチェーンの上流である原材料の生産段階まで遡って確認して宣言する必要がある。	
リスク別評価	
EU 加盟国と第三国にリスク別ベンチマーキングシステムを採用し、低リスク・標準リスク・高リスクで分類する。これにより、低リスク国にはデュー・デリジェンス要件の簡素化を行う。	
罰則規定	
対象事業者の年間総売上上の 4% 以上の罰金もしくは一時的な公共調達や公共投資の申請禁止。	
適用開始日	
- 大規模・中規模企業：2026 年 12 月 30 日 - 零細企業および小規模企業：2027 年 6 月 30 日	

EU が定める企業規模に関しては以下の通り²。

	零細企業	小規模企業	中規模企業	大規模企業
従業員数	≤10	≤50	≤250	> 250
純売上高	≤€900,000	≤€10million	≤€50 million	>€50 million
総資産	≤€450,000	≤€5 million	≤€25 million	>€25 million

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:4680738>

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013L0034-20240528>

実施規則（EU）2024/3084 の概要³

- 事業者のデュー・デリジェンス宣言や事業者の登録・確認用のインフォメーションシステムを TRACES（輸出に係る提出文書のオンライン提出プラットフォーム）上に搭載し、同インフォメーションシステムに関する規則を規定⁴。インフォメーションシステムのページは、[リンク](#)よりアクセス可能。

3 EUDR の改正動向

3.1 1 度目の適用開始時期の延期

2024 年 12 月 26 日付の官報にて、EUDR の適用開始時期の延期が公表された⁵。具体的な適用時期については、対象事業者の規模で異なっており、中規模・大規模企業は 2025 年 12 月 30 日、零細企業及び小規模企業は 2026 年 6 月 30 日となった。同改正は、EUDR の適用開始時期や EUDR の規則の厳格性について EU 加盟国や EU 域内外の事業者、及び第三国による以下の懸念に応えたものである。

- 事業者、対象国、貿易事業者が EUDR に適応するための十分な時間確保⁶**
多くの事業者が、EUDR 適用に向けた準備期間が不足しており、特に小規模事業者は EUDR を遵守するための十分なリソースを持ち合わせておらず、それが原因で⁷事業撤退しかねない。
- 厳格すぎる規制内容⁸**
規制内容が厳格過ぎて、遵守ハードルが高い。

3.2 4 月 15 日に発表された変更内容

2025 年 4 月 15 日、欧州委員会は、EUDR の実施を促進するための更なる簡素化と行政負担軽減のため、すでに発表されていた EUDR の遵守にあたっての [Q&A](#) と [ガイドライン](#) の内容を更新するとともに、対象製品の明確化を目的とする委任規則案を発表した。本簡素化は、実施上の難しさならびに EU の競争力強化重視政策に配慮したものである。また、EU によって市場競争力強化政策が推進される中、規制の合理化や企業のコスト削減を目指す広範な戦略で EUDR もその一翼を担うべきだとされた結果といえる⁹。導入された簡素化の内容は以下の通り。

4 月 15 日に発表された EUDR の簡素化措置¹⁰

- 認定を受けた代理人によるデュー・デリジェンス宣言の提出**
認定代理人は、企業グループ内の複数の企業を代表しデュー・デリジェンス宣言を提出できる。
- デュー・デリジェンス宣言の提出頻度を年一回の提出を許可**
デュー・デリジェンス宣言は複数の出荷を対象とすることができると明確化された。年 1 回のデュー・デリジェンスシステムの見直し義務を鑑み、デュー・デリジェンス宣言の有効期間は最大 12 か月と定められた。

³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:4680738>

⁴ https://green-forum.ec.europa.eu/nature-and-biodiversity/deforestation-regulation-implementation/information-system-deforestation-regulation_en

⁵ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202403234

⁶ <https://www.euractiv.com/news/stumped-eu-industries-gravely-concerned-over-deforestation-rules-commission-pushes-on-with-implementation/>

⁷ https://www.eudrservices.com/eudr-resources/blog-post-title-two-d6mdl?utm_source=chatgpt.com

⁸ <https://www.euractiv.com/news/scholz-increases-pressure-on-commission-to-delay-deforestation-law/>

⁹ <https://www.arendt.com/news-insights/news/simplification-measures-announced-for-eudr-implementation/#:~:text=23%20Apr.,EU%20and%20non%2DEU%20stakeholders>

¹⁰ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_25_1063/IP_25_1063_EN.pdf

デュー・デリジェンス宣言が複数の出荷を対象とする場合、事業者は、上市される対象製品の総量がデュー・デリジェンス宣言に記載されていることを確認する必要がある。記載されている数量を超過した分については、有効期間内であっても、新たなデュー・デリジェンス宣言の提出が必要となる。

- **サプライチェーンの下流にいる大企業の義務の簡素化**

サプライチェーン下流に位置する大企業は、上流で提出されたデュー・デリジェンス参照番号及び確認番号を収集し、当該番号の有効性を確認することにより、上流においてデュー・デリジェンスが実施されたことを確認する。

- **大企業による既に提出されたデュー・デリジェンス宣言の再活用 of 許可**

大企業が過去に EU 市場から輸出された製品を再輸入する場合、他の事業者が提出した既存のデュー・デリジェンス宣言の参照が可能となった。これにより、インフォメーションシステム上で提出すべき情報量が削減される。過去に EU 市場から輸出された製品を再輸入する事業者は「サプライチェーン下流の事業者」とみなされる。再輸入者が中小企業である場合にはデュー・デリジェンス義務を負わないことになる。また、再輸入者が中小企業でない場合でも、上流でデュー・デリジェンスが実施されたことを確認し、自ら提出するデュー・デリジェンス宣言に上流の事業者が提出したデュー・デリジェンス宣言の参照番号を記載することで問題ない。

3.3 2025 年 4 月から 9 月までの EUDR 簡素化に関する動向

5 月 23 日、EU 理事会は 4 月の改正提案内容は、依然として農家や森林業事業者に必要な負担を強いるものであるとし、更なる簡素化を欧州委員会に求める文書を公表した。EU 理事会が欧州委員会に求める簡素化の主要要望内容は以下の通り¹¹。

EU 理事会が提示した簡素化の内容

- 森林減少のリスクがごくわずかである国または地域を指定。それらの国の事業者は、利用する農地や森林の地理的位置を記録する必要がなく、また管轄当局もこれらの地域からの製品について検査を実施する必要がない。ただし、この措置はその国の法律および慣行によって森林減少・劣化のリスクが制限されていることを条件とする。
- 森林減少・劣化を引き起こすリスクの心配がない、もしくは低リスクに属する国または地域に対して、法的な補償メカニズムを導入可能とする。同メカニズムは、原生林や高い生物多様性を有する保護林以外の地域にのみ適用され、伐採地の面積に応じて、同一国内の同等の面積における認証された植林によって相殺できるものとする。その基準は、定義された区域の森林面積を維持または拡大することである。
- 最低実施率を定めず、リスク分析に基づく検査の実施導入。
- 報告および文書要件を厳格に最小限とし、CAP（共通農業政策）における単純な面積申告で十分とすることができる。
- 不正のリスクを最小化するため、輸入製品に対して厳格な検査を実施する。

7 月 7 日、以下の EU 加盟 18 カ国は、欧州委員会に対して EUDR の簡素化を求める文書を提出した¹²。同文書では、現行の EUDR では、依然として森林減少の歯止めとなる可能性は低く、対象となる事業者及び EU 加盟国に対して、金銭面での余計な負担を強いるものであり、結果的に、原材料価格の上昇につながるため、生産者が生産を EU 域外に移転するリスクを伴うものだとしている。

¹¹ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-9279-2025-INIT/x/pdf>

¹² <https://www.euronews.com/my-europe/2025/07/07/nineteen-eu-countries-call-for-simplification-of-eu-deforestation-law>

EUDR の反対文書に署名した EU 加盟国

アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、クロアチア、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、ルーマニア

一方で、この表明に対して、環境団体の Fern は、EU 加盟国の政治レベルと現場レベル間で EUDR の実施に関する認識に違いがあると主張している。同団体は、上述の欧州委員会への簡素化要請文書に署名した EU 加盟国の管轄当局の現場が EUDR のさらなる簡素化がなくても、同規則の実施準備ができている旨の報告を受けているという。

その他の環境団体の見解として、WWF 欧州は、EU 加盟国による提案は、EUDR をより一層複雑にし、同規則の適用をさらに遅らせるものであり、すでに、EUDR の適用準備を進めている事業者に対してさらなる負担を課すものである、と同文書に対して反発している。

2025 年 9 月 23 日、欧州委員会の環境担当のロズウォール委員は、EUDR の適用開始時期をさらに 1 年延期する意向について、欧州議会及び EU 理事会に対して通知した。同委員は、EUDR で定められているデュー・デリジェンス宣言を取り扱うインフォメーションシステムの運用に関して懸念を抱いており、依然として、同インフォメーションシステムが利害関係者や管轄当局が利用しにくいものとしている。なお、同委員による見解の発表後、欧州議会で EUDR のラポーターとなっているシュナイダー議員（EPP）は、ロズウォール委員の見解を歓迎する旨を表明した¹³。

2025 年 10 月 2 日、ココア、乳製品、ゴム、木材などの農産業関連 26 団体及び企業は、環境および人権に関する明確で予測可能かつ包括的な規制が EU の長期的競争力に不可欠であるとし、EUDR が定めるサプライヤーのデュー・デリジェンスやトレーサビリティ体制の構築を責任ある原材料調達の基本と位置付けていることを述べた書簡を欧州委員会に送付した¹⁴。同書簡に署名をした企業は、小規模農家を含むバリューチェーン全体と協力し、2025 年 12 月 31 日までの EUDR の完全遵守に向けて準備や投資を進めてきたが、さらなる EUDR 施行延期の提案は森林保全や気候変動対策を損ない、EU 規制への信頼を揺るがすものと懸念している。特に、インフォメーションシステムなどの技術的な問題を理由とした施行延期は不確実性や追加コストを招くとして反対し、欧州委員会に対し、技術的課題を「不可抗力」として扱う実務的対応や、6 か月以内の猶予期間を明確化する通知の発出、実施監督のための技術委員会の設置を求めている。書簡に参加した企業は、既存の投資や EUDR の高い基準を損なわない解決策の検討を継続する用意があると表明している。

3.4 2025 年 10 月 21 日の欧州委員会による EUDR 簡素化規則案

2025 年 10 月 21 日、欧州委員会は、EUDR を改正する法案を提出した。これは、欧州委員会が、様々な利害関係者からの要望を考慮した結果と言える。主な EUDR の簡素化に関する内容は以下の通り。

欧州委員会による EUDR 簡素化の提案内容¹⁵

- **デュー・デリジェンス宣言の提出者の限定**

対象製品を EU 市場に初めて上市する事業者（「第一事業者」）のみを対象とし、サプライチェーンの下流の事業者（Operators）及び取引事業者（Traders）はデュー・デリジェンス宣言提出の対象外とする。

- **零細および小規模事業者のデュー・デリジェンス宣言内容の簡素化**

¹³ <https://www.euractiv.com/news/eu-set-to-propose-new-delay-to-anti-deforestation-rules/>

¹⁴ <https://voicenetwork.cc/app/uploads/2025/10/EUDR-letter-update-031025.pdf>

¹⁵ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2464

零細および小規模事業者の事務的負担の軽減を目的に、自ら生産した製品を EU 市場に上市する低リスク国の事業者は、デュー・デリジェンス宣言に代えて簡素な宣言を一回のみ行えばよいとする。そのすべての情報が加盟国のデータシステムにおいてすでに利用可能である場合は、改めて EUDR のインフォメーションシステムに登録することは不要とする。

• **適用時期の変更**

零細企業および小規模企業の EUDR の適用開始時期を 2026 年 12 月 30 日とする一方で、大規模・中規模企業の EUDR 適用は、2025 年 12 月 30 日以降と変更なしだが、6 ヶ月間の猶予期間を設定。この期間中は、違法事業者に対しての罰則ではなく指導が優先して行われる。

3.5 2025 年 12 月の EUDR 改正に関する EU 機関の暫定合意

2025 年 12 月 4 日、EU 理事会と欧州議会は EUDR の改正に関する暫定合意に達した¹⁶。同合意内容で具体的な簡素化の内容は以下の通り。その後、同改正規則は、2025 年 12 月 23 日に官報で公表されている（発効開始日は 12 月 26 日）¹⁷。

2025 年に暫定合意に達した EUDR の簡素化内容 ¹⁸	
変更項目	内容
適用開始時期	大規模・中規模企業：2026 年 12 月 30 日 零細企業および小規模企業：2027 年 6 月 30 日
事業者の定義追加	零細・小規模一次事業者 (Micro/Small primary operator) 自ら生産した製品を EU 域内に上市もしくは輸出する低リスク国で設立された事業者もしくは個人事業主 下流事業者 (Downstream Operator) 既にデュー・デリジェンス宣言がなされている材料や製品などで生産された製品を EU 域内で上市もしくは輸出する事業者。 取引事業者(Trader) 上記の事業者もしくは下流事業者以外でサプライチェーンに属する事業者
デュー・デリジェンス宣言の提出義務	デュー・デリジェンスの提出義務は、対象製品を初めて EU 市場に上市する事業者のみとする。 下流事業者は、デュー・デリジェンス宣言の作成義務が免除される。ただし、下流事業者は、以下の情報を収集し五年間保管し、必要に応じて管轄当局に提出しなければならない。 自社製品の生産に使用した関連製品の購入先である事業者、下流事業者または取引事業者の名称、登録商号または登録商標、郵便住所、電子メールアドレス、および入手可能な場合はウェブアドレス。

¹⁶ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/04/eu-deforestation-law-council-and-parliament-reach-a-deal-on-targeted-revision/>

¹⁷ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202502650

¹⁸ <https://www.consilium.europa.eu/media/x51ho5p5/text-provisional-agreement-eudr-revision-dec-2025.pdf>

	- 当該製品に関連するデュー・デリジェンス宣言の参照番号または申告識別番号（供給者が事業者である場合のみ。供給者が他の下流事業者または取引事業者である場合は不要）。 - 当該製品を供給した下流事業者または取引事業者の名称、登録商号または登録商標、郵便住所、電子メールアドレス、および入手可能な場合はウェブアドレス。
デュー・デリジェンス宣言の簡素化	零細・小規模一次事業者を対象とし、製品を EU へ上市もしくは流通する前に簡易的なデュー・デリジェンス宣言を一度提出する。提出後取引事業者は、申告に関する参照番号を受け取るので、必要に応じてサプライチェーンの下流事業者に伝達しなければならない。

加えて、森林減少リスクが限定的である印刷物は規則の適用対象から除外され、インフォメーションシステムの重大な障害報告や利害関係者との継続的対話の枠組みも盛り込まれた。さらに、欧州委員会には 2026 年 4 月 30 日までに簡素化の見直しに向けた報告書を提出することとして、必要に応じて追加の立法提案が行われる可能性がある。

4 EUDR のベンチマーキングシステムに関する動向

「EUDR の概要」で述べた通り、ベンチマーキングシステムは、EU 及び第三国を、対象製品の製造による森林減少・劣化への加担度合いに基づき、リスク毎に分類したものである¹⁹。同ベンチマーキングシステムにおいて、日本は EU 加盟国と同様に、森林の減少・劣化への加担の可能性が低い「低リスク」に分類されている。この分類結果は、2025 年 5 月 23 日に官報に掲載の実施規則(EU)2025/1093 に記載されている²⁰。

しかし、同ベンチマーキングシステムは、森林減少・劣化のホットスポットである国（ブラジル、インドネシア、コンゴ民主共和国、コート・ジ・ボワールなど）が標準リスク国として認定されており、高リスク国は、わずか 4 国（ロシア、北朝鮮、ミャンマー、ベラルーシ）のみとなっている。同規則の発効にあたり、欧州議会は、同規則が政治的なものと非難している²¹。一方で NGO は、森林減少・劣化の防止という本来の目標を逸脱し、企業の顔色を伺ったものであるとしている²²。

こうした動きに関連して、欧州議会は 2025 年 7 月 9 日に、同ベンチマーキング制度に関する決議を採択した。この決議を通して、欧州議会は、主に以下の内容を欧州委員会に対して求めている²³。決議自体は、法的効力を持たないため、同ベンチマーキングシステムを再考するかどうかは、欧州委員会に委ねられている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ベンチマーキングシステムを規定した委任規則（EU）2025/1093 の廃止 最新の科学的データを用いた各国の森林減少・劣化の防止に関する新たなベンチマーキングシステムの制定 |
|--|

¹⁹ https://green-forum.ec.europa.eu/nature-and-biodiversity/deforestation-regulation-implementation/eudr-cooperation-and-partnerships/country-classification-list_en

²⁰ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202501093

²¹ <https://www.politico.eu/article/lawmakers-reject-eu-deforestation-risk-list/>

²² <https://mightyearth.org/article/eudr-risk-benchmarking-branded-a-farce/>

²³ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-10-2025-0321_EN.html

同決議は、主に、無視できるリスクを新たに設定すること、標準リスク国に位置付けられているものの、森林の減少・劣化に加担しているホットスポットの国をより現在の実態に即したリスク分類をすべきことを焦点としている。今後の欧州委員会や関連する利害関係者の動向を注視する必要がある。

4.1 ベンチマーキングシステムに関する欧州議会の狙い

欧州議会で EUDR のラポーターを務める シュナイダー議員（EPP 所属）は、EUDR の適切な運用にあたって、上述のインフォメーションシステムだけでなく、ベンチマーキングシステムの改正が必要であるとし、森林減少・劣化のリスクがない国を対象とした「Zero Risk（もしくは No Risk）」カテゴリーの追加を目指している。この「Zero Risk」に分類される国は、森林減少・劣化の可能性がない、あるいは、森林面積を増加させている国が対象となる。欧州議会はこの「Zero Risk」を導入することで、対象国に対して、「低リスク」に分類された国よりもさらなる負担軽減を認めることを検討している²⁴。

現在定められているベンチマーキングシステムは、森林減少・劣化のホットスポットとされている国を、高リスク国とは分類しておらず、同ベンチマーキングシステムの運用については EU 機関及び NGO などから疑問が呈されている。また、ベンチマーキングシステムの運用により、高リスク国と低リスク国の間での運用面における差別化は不公正な貿易となりかねないという懸念もある²⁵。欧州議会をはじめ様々な利害関係者が、同ベンチマーキングシステムを実態に即したものに改正することを提言^{26,27}している。これを受けて、欧州委員会は実際に改正に向けて動くのか、注目していく必要がある。

5 結びに代えて

EUDR は、環境保全に対する EU の積極姿勢を象徴する枠組みとして制度化された。しかし、制度の運用に向けた歩みは、必ずしも一直線ではなく、さまざまな調整や修正を経ながら進められている。ベンチマーキングシステムの下、各国の位置づけに応じて対応の負担が異なり、分類の在り方が今後の展開に大きな影響を及ぼす可能性を秘めている。

すでに「低リスク」に置かれている日本は、現時点では比較的安定した立場にあるといえる。すなわち日本にとっては、標準リスクと比較して大きな負担は想定されないものの、それでも、10 月 21 日に発表された簡素化規則案のように、利害関係者による EU 機関への働きかけ次第では、欧州議会内で議論されている「Zero Risk」枠組みに代表されるさらなる簡素化措置が導入される可能性も否定できない。そのため、今後も EU における規則改正の動向を注視するとともに、持続可能性に資する取り組みを積極的に示し、EU との対話を継続していくことが望まれる。

以上

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。EU 輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される

²⁴ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20241111IPR25340/eu-deforestation-law-parliament-wants-to-give-companies-one-more-year-to-comply>

²⁵ <https://cocoaradar.com/eu-prepares-to-launch-country-benchmarking-system-for-eudr/#:~:text=International%20reactions%20and%20concerns,farmers%20in%20regions%20like%20Nigeria.>

²⁶ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-10-2025-0321_EN.html

²⁷ <https://www.earthsight.org.uk/media/download/2042>

方が不利益等を被る事態が生じたとしても、E U 輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先： E U 輸出支援プラットフォーム（ブリュッセル事務局）

Email : euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp

Eurovision & Associates 作成